

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
上十三地区家畜衛生推進協議会
(社)青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)
0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)
017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

豚流行性下痢(PED)対策の徹底を!

全国的に散発し沈静化していない農場があることから、引き続き発生しやすい状況にあります。PED防疫マニュアルに基づく防疫対策の再徹底をお願いします。

(マニュアル 4(1)参照)

飼養衛生管理の徹底

① 農場における対策

- 衛生管理区域内への部外者立入制限
- 農場・豚舎出入口での消毒
- 豚の導入時の隔離、作業者の専従化
- 野鳥、ねずみ等の野生動物の侵入防止
- 食品残さ利用時の加熱処理
- 系列農場間での人、車両、資機材の消毒の再徹底



排泄物等有機物の存在下や低温下では消毒効果が低下します。

② 訪問者対策

- 入場者の衣服の更衣、長靴の履き替え、手袋等の消毒
- 入場車両のタイヤ溝、運転席等を含む念入りな消毒
- 郵便、宅配業者等の立入制限
- 飼料運搬車両の専用化



早期通報の徹底

(マニュアル 3(1)参照)

- ① 複数腹の哺乳豚のうち半数以上が水様性下痢、嘔吐、死亡
- ② 一腹の哺乳豚のうち1頭以上が水様性下痢、嘔吐、死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の腹の哺乳豚に拡大
- ③ 複数の繁殖母豚又は肥育豚が食欲不振、下痢、嘔吐

① ~③を確認したら直ちに獣医師や家保に通報すること。

発症豚の出荷・移動を自粛
発症豚群の隔離
作業者の専従化や作業順番の変更

哺乳豚については少量のウイルスでも感染が成立しやすい傾向があります。



裏面へ続く

農場間の豚の移動に注意

PEDから回復した豚は一定期間ウイルスを排出するため、無症状の豚を導入する場合であっても、隔離や飼養管理者の専従化等の侵入防止措置及び農場内の感染拡大防止措置の適切な実施に努めてください。

肥育豚を用いた感染実験では、症状が消失した後も少なくとも一か月間大量のウイルスを排出し続ける個体が確認されています。



PEDワクチンが十分確保できる見込みとなりました！

豚飼養者

1か月間の必要数量を注文するという期間の限定がなくなりました。
引続き獣医師の指導に伴い、接種適期を確認した上で正しくワクチンを使用しましょう。
獣医師に指示書の交付等を依頼する際は需要見込量を提供しましょう。

獣医師

これまで各養豚農家から情報提供される1ヶ月の需要見込量を超えない範囲で指示書の交付を行っていましたが、期間の限定がなくなりました。

養豚農家に対して従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用することが変更になり、選択可能となりました。

十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日)

携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページアドレス

<http://www.applenet.jp/~towada-kaho/>